

毎週火、金曜日発行（但休日に出るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

鳥取県告示第二百二十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）

第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十五年五月十一日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十五年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

◇ 告 示

米飯提供業者の登録

農林漁業地域の指定

種畜の廃用

牛のピロプラズマ病検査並びにダニ駆除及びふそ病の検査

鶏、あひるその他の物品の移入禁止区域

建設業者の登録まつ消

公有水面埋立使用目的の変更

土地の立入り測量及び調査

◇ 正 誤
昭和三十五年五月六日付け鳥取県告示第二百二十号中訂正

登録番号 氏 名 名称又は屋号 住 所 営業の場所

六〇四 大橋 二郎 大橋旅館 倉吉市瀬崎町二、七二六 住所に同じ
六〇五 足立 はつ の 浜 屋 日野郡江府町江尾二、〇六〇

鳥取県告示第二百二十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十五年五月十一日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十五年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業の場所
六〇六	高田 智恵子	角 糺 屋	鳥取市吉岡温泉町六五九	住所に同じ
六〇七	小林 節子	さ つ き	二五九	"
六〇八	小椋 藤枝	新湯 旅館	一四二	"
六〇九	高田 久子	本糺屋 旅館	七四八	"
六一〇	福田 きみ	福 田 屋	七五一	"
六一一	渡部 うた	渡部 旅館	二三八	"
六一二	宮本 きぬ子	鍵	賀露町一、一五四	"
六一三	森本 東	三 楽	川外大工町八九ノ一	"
六一四	大湖 初治郎	わ か 松	東品治町六六	"
六一五	荒木 政子	矢 倉	川端二丁目	"
六一六	藤田 きく	藤 田 屋	東品治町一八の七	"
			吉岡温泉町七七一	"

鳥取県告示第二百二十二号

新農山漁村建設総合対策要綱(昭和三十一年四月六日閣議決定)に基づく昭和三十五年度農林漁業地域を次のとおり指定する。

昭和三十五年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号	農林漁業地域名	地域の範囲
一	八 東 町	八頭郡八東町の区域
二	気 高 町	気高郡気高町の区域
三	鹿 野 町	気高郡鹿野町の区域
四	泊 村	東伯郡泊村の区域
五	大 栄 町	東伯郡大栄町の区域
六	日 吉 津 村	西伯郡日吉津村の区域
七	日野町西部	日野郡日野町のうち旧黒坂町の区域
八	日 南 町	日野郡日南町の区域

鳥取県告示第二百二十三号

次の種畜は、廃用された。

昭和三十五年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	名前	種類	飼養者住所氏名
昭和三四	入米	黒毛和種	鳥取県東伯郡由良町
鳥取一第五号			米田千太郎

鳥取県告示第二百二十四号

次のように牛のピロプラズマ病検査並びにダニ駆除及びふそ病の検査を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により、牛及びみつ蜂の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十五年五月十七日

鳥取県知事、石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病及びふそ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり及び場所

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 ピロプラズマ病検査及びダニ駆除
 牛。ただし、三才未満のもの
 ふそ病検査
 みつ峰

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法
 ピロプラズマ病検査……血液塗抹標本
 ダニ駆除……BHC剤撒布
 ふそ病検査……肉眼的検査（成蜂群の性状、産卵圏の性状蜂児の性状）
 細菌学的検査（直接塗抹による芽胞の検出）

別表

（一）ピロプラズマ病検査及びダニ駆除

実施期日	実施区域	実施場所
五月十四日	日野郡日南町花口、大原	花口、大原家畜 検診所
十六日	花口	花口

十七日	杉沢	杉沢
二十日	神戸上	神戸上
（二）ふそ病検査		
五月二十日	西伯郡岸本町久古	深江養蜂場
実施期日	実施区域	実施場所
	米子市吉岡	近藤
	西福原	山下
	西伯郡岸本町小野	蓮子
	名和町富長	前田
	門前	
	小竹	
二十一日	淀江町福岡	加治木
	稲吉	

鳥取県告示第二百二十五号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定により昭和三十三年五月十七日から鶏、あひるその他ニューカッスル病

の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として京都府を指定する。

昭和三十五年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十三年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

主たる営業所の所在地 申請者氏名

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (有) 六四四	昭三五、三、三〇	(有) 久松建設	鳥取市行徳三六〇	稲村 幸信
〃	〃	(有) 佐野工務店	米子市紺屋町一〇八	佐野 秀雄
〃	〃	〃	八頭郡智頭町智頭一六四の一	田中 辰治
〃	〃	〃	西伯郡伯仙町字尾高	長岡 一
〃	〃	〃	東伯郡東伯町八橋	岡崎 正春
〃	〃	〃	鳥取市吉市二四	広江 台次
〃	〃	(株) 日ノ丸金属工業	〃 庵丁人町二九の二	加藤 良一
〃	〃	(株) 久松水道工業	〃	松本 雅夫
〃	〃	(株) 松本鉄工所	東伯郡大栄町由良宿	玉置 八十司
〃	〃	〃	日野郡江府町武庫	岡田 光治
〃	〃	〃	岩美郡岩美町陸上四七九	松原 三重吉
〃	〃	〃	気高郡気高町大字勝見	森田 宗城
〃	〃	〃	八頭郡河原町大字北村三二一	

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
九〇	三二〇	六四五	六四六	四九六	四一八	六四七	六四八	六四九	六五〇	六五一	六五二	六五三	六五四	六五五	六五六	四一三	一四五			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四、二五	四、二六	四、七	"	四、一〇	四、一一	四、七	四、一四	"	"	"	"	五、四	"	"	"	三、一五				
(株)千代川建設	中村建設	八幡建設	森田組	(有)中山工業	岡木工務店	北浦建設	西村組	西川組	(有)山陰八倉建設	稲田組	福井組	西組	高木工務店	上田建設	榎原組	八瀬川組	小山組			
鳥取市古市四〇六	岩美郡国府町麻生三八〇の一四	鳥取市馬場二〇八	西伯郡淀江町大字高井谷二五の一	八頭郡河原町佐貫一〇〇二の二	鳥取市今町一丁目	西町一六八	八頭郡用瀬町赤波五五八	" 船岡町準福二一七	鳥取市馬場一七九	日野郡日野町根雨	気高郡気高町宝木一二二	米子市車尾二一七	鳥取市吉方二区	八頭郡船岡町準福二二六	東伯郡東伯町八橋	鳥取市立川二丁目	" 西町二六一			
西村 義雄	中村 与市	山本 久藏	森田 宗一	中山 信明	岡本 次税	北浦 信夫	西村 定美	西川 一	前場 高正	稲田 克忠	福井 巖	西 力夫	高木信治郎	上田 重吉	榎原 久吉	八瀬川岩太	小山 定義			

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四一五	四二〇	三二五	五〇三																	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
三、二三	四、一一	五、六	五、一〇																	
(有)小林建設	(株)鳥取ガス産業	寿組	岩見工務店																	
" 茶町五一	" 三軒屋	倉吉市福吉町二丁目	岩美郡岩美町網代五																	
小林 なを	児島 恒吉	井中 寿則	岩見富次郎																	

鳥取県告示第二百二十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十五年五月十七日

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (ほ) 第四九三号	昭三三、三、一八	(株) 昭和建設工業	倉吉市福吉町三丁目一	西村 音造	昭三五、三、一八

鳥取県告示第二百二十八号

昭和十七年九月十一日付け受土第一、一八〇号をもつて免許した公有水面埋立使用目的の変更を、昭和三十五年五月十四日次のとおり許可した。

昭和三十五年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の場所 東伯郡東郷町大字引地字杭ノ和田四〇ノ二、四〇ノ三、四〇ノ五九地先

一 面積 四反二畝六歩

一 目的 宅地造成

一 被免許者 東伯郡東郷町大字松崎四六八番地 松田昌造

鳥取県告示第二百二十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により、建設省中国地方建設局長から次の区域の土地に立ち入り測量及び調査する旨の通知を受けた。

昭和三十五年五月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

起業者	事業の種類	立ち入ろうとする土地の区域	立ち入ろうとする期間
	一級国道九号線改築工事	鳥取市江崎 八頭郡津ノ井村大字海蔵寺 八頭郡若桜町西御門 岩屋堂	
	一級国道二九号線改築工事	気高郡青谷町大字井手 鳥取市白兎 岩美郡岩美町大字長谷、真名、横尾、洗井	

正 誤

昭和三十五年五月六日付け鳥取県告示第二百三号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁	欄	課	正
7	別表ロの生活諸費	結核性虚弱児加算分	結核性虚弱児加算費
"	"	{給食費 8円00 {間食費 3.00	{給食費 8円10 {間食費 3.00
8	別表ロの(注)中	地方交付金	地方交付税
"	"	1及び17による	1及び第17による